

航空機の運用についてのよくある質問

Q) 航空機の飛行ルートや測定した騒音値を知りたい。

A) 飛行ルートにつきましては羽田空港のみとなりますが、[国土交通省航空局ホームページ](#)にて提供させて頂いておりますので、そちらを参照願います。

また、実際に飛行した経路、騒音値につきましては[羽田空港飛行コースホームページ](#)(航跡・騒音値)、当局ホームページ内「東京航空局管内特定飛行場の周辺における航空機騒音測定結果」にて提供しておりますのでそちらをご参照ください。

Q) 今飛んでいる航空機がどういったものなのか(高度情報・騒音情報・出発/目的地)、リアルタイムで知りたい。

A) 高度情報や騒音状況の情報として、リアルタイムのものは提供しておりません。羽田空港近郊におきましては、1日遅れとなりますが[羽田空港飛行コースホームページ](#)にて確認できますのでそちらをご参照ください。

運航情報等については、お近くの空港事務所(電話番号はホームページ内「[出先機関所在地案内](#)」にて確認願います)へお問い合わせください。

Q) 携帯電話の電波が途切れるようになった。航空機と因果関係はあるのか。また、どこに申し立てればいいのか。

A) 携帯電話の電波環境につきましては、契約先の電話会社へご相談をお願いします。

Q) テレビの電波が途切れるようになった。航空機と因果関係はあるのか。また、どこに申し立てればいいのか。

A) 地上デジタル放送は障害物に反射する電波を受信した場合でもテレビ側で補正して画像を表示するため、航空機の運航による受像障害は発生しにくいとされております。お住まいの地域で航空機に起因すると考えられる障害が確認された場合は、まずは、ご自宅の受信設備であるアンテナが放送塔(例えば首都圏であればスカイツリー)の方向を正しく向いているかをご確認下さい。その上で、テレビの取扱説明書に記載されている「電波信号受信レベルの確認(メーカーにより名称が異なります。)」を行っていただき、ご自身のテレビが、メーカーが推奨するレベルを満たしているかをご確認下さい。

正常なレベルにあるにも関わらず受像障害と思われる事象がある場合は、お手数ですが各空港設置管理者又は運営会社、羽田空港に関する場合は「羽田空港の騒音等に関する電話相談窓口(0570-001-596、IP電話からは03-5908-2420)」までご相談下さい。

Q) 羽田空港は騒音問題解消のために沖合展開、再拡張事業を行ったはずだ。なぜ騒音影響が陸域に拡大しているのか。

A) 陸域への騒音影響の軽減のため、海上への滑走路移設を行ってきているところですが、離陸後の上昇飛行及び着陸のための降下飛行には非常に長い経路が必要となり、現在の旺盛な乗り入れ需要に応えるための効率的な運用を考慮すると、どうしても陸域上空を飛行せざるを得ないのが現状です。

(効率を無視して陸域を飛行させない経路を設定した場合は、1時間あたり出発・到着各8回が限度となってしまいます)。

現状の経路は、陸域の騒音影響に最大限に配慮しつつ、旺盛な需要に応えるための効率的な運用が可能となるよう、関係者との間で十分に協議を重ねて決定したものであり、ご理解をお願いします。

Q) 民家のあるところではなく、海上など家のないところを飛ぶように経路を変更して欲しい

A) 旅客・貨物における航空需要は引き続き増加傾向にあります。この旺盛な需要に対応するためには、ある程度陸上にも経路を設定せざるを得ないのが現状であり、可能な限り陸域の騒音影響に配慮しつつ、安全性及び効率性の観点から関係者との協議を重ねて決めたのが現在の経路です。今後も、技術の進展等にあわせ、陸域の騒音影響軽減のための方策について検討して参りますので、ご理解をお願いします。

Q) 航空機騒音の目安となる基準は有るのか。それに対して、法律ではどのように規制しているのか。

A) 「公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律(昭和四十二年八月一日法律第十号)」第2条において、航空機の離陸又は着陸の頻繁な実施により生ずる騒音等による障害が著しいと認められる飛行場が、政令で指定されています。

また、環境基本法において「航空機騒音に関する環境基準」(具体的数値は環境省告示「航空機騒音に係る環境基準について」による)が定められています。

具体的には、エネルギー積分を行う評価指標(Lden値)による評価が環境基準の評価として採用されており、「専ら住居の用に供される地域」では、「Lden値=57dB以下」とされており。

Lden=時間帯(以下)によって単発騒音暴露レベルに重み付け

午前7時～午後7時まで±0dB

午後7時～午後10時まで±5dB

午後10時～午前7時まで±10dB

また、航空機から発せられる音の制限としては、航空法に定める「航空機の騒音の基準」により騒音規制(発生源対策)がされています(航空法第10条(耐空証明)第4項第2号及び航空法施行規則第14条第2項)。これにより騒音が大きな航空機(チャプター3非適合機)の乗入禁止や、急上昇方式など騒音軽減のための運航方式の採用を行っています。

Q) 国の基準と実際に感じている騒音とは全然違うのではないか。

A) 航空機騒音の基準は、すべての空港に共通のものでなくてはなりません。交通量や、経路、飛行する航空機の構成等の条件が全く異なるそれぞれの空港を一律に比較するには、航空機騒音を時間帯毎に重み付けして足し合わせた総量を用いる以外にはありません。このために導入されたものがLden値ですが、上記事情により、必ずしも音の大きさを直感的に表すものではないことをご理解願います。

なお、羽田空港再拡張後の運用については、着陸進入高度の引き上げなど騒音軽減策が実施されているところであり、今後も技術の進展等に合わせ更なる騒音軽減策を検討して参りますので、ご理解をお願いします。

Q) 国が経路設定を行っているのだから、環境基準内の地域であっても、もっと幅広く防音工事、補償等を行ってほしい。

A) 空港周辺的环境対策については、「公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律(昭和四十二年八月一日法律第百十号)」において、航空機の騒音により生ずる障害の防止等の方法について定められているところですが、これらの対応につきましては環境基準を超えた地域に対して実施しております。国が経路設定をしているところではありますが、環境基準の範囲内であれば、対策をとることはできません。

今後も技術の進展等に合わせ更なる騒音軽減策を検討して参りますので、ご理解をお願いします。

Q) 航空機騒音に対する国の問い合わせ先を教えてください。

A) 国土交通省の窓口は、お近くの空港事務所です。電話番号は「[出先機関所在地案内](#)」にてご確認願います。

なお、窓口開設時間は、平日の午前9時～午後5時までとなっております。

Q) 騒音の目安となる基準はないのか。騒音の受忍限度の範囲はどのくらいなのか。

A) 環境省が定めている「航空機騒音に係る環境基準」では、専ら住居の用に供される地域はLden値57 dB以下、それ以外の地域であって通常の生活を保全する必要がある地域はLden値62dB以下となっております。なお、これらの地域の指定は都道府県知事が行います。

Q) 早朝・夜間や休日だけでも飛行を止めることはできないのか。

A) 深夜・早朝時間帯については、出発・到着経路を海上ルートとする等、陸域への影響に配慮した運用をすることとしております。また、旺盛な需要を考えると特定の日や時間帯の飛行を止めることができない状況となっておりますので、ご理解をお願いします。

Q) 低空で飛ぶヘリコプターを見かける。音も大変うるさい。ヘリコプターの運航状況は、国で管理しているのか。

A) ヘリコプターの運航者は、国土交通省に対して、経路を含めた運航計画を口頭又は文書で通報しておりますが、運航目的の通報義務はないので、当該運航者の運航目的までは把握していません。なお、飛行高度については、離陸又は着陸を行う場合を除き、航空法令に定める最低安全高度を守ることとされております。国土交通省からは運航事業者に対して、この最低安全高度遵守の指導に加えて、住環境に配慮した飛行について要請しているところです。